



番号	必要な書類	確認内容・備考	チェック
1	補助金交付申請書 (様式第1号)	☐ 申請者(購入者)=住宅所有者=領収書宛名となっているか。 ☐ 新築住宅のキャンペーン等により対象設備を無料で設置していないか。 ☐ 補助金額に、ポイント利用分が含まれていないか。 ☐ 未使用品であるか。(中古品は含めない。)	☐
2	補助事業内容説明書 (様式第2号)	☐ 自動車検査証交付日から起算して180日以内の申請であるか。 ☐ 補助金額の、一律5万円を超えていないか。	☐
3	設備の設置場所の案内図	☐ 地図等、住宅の所在地がわかるものが分かるものが添付されているか。	☐
4	設備の仕様書の写し	☐ 設備の製品型番、性能等補助対象要件を満たすことが確認できるカタログの該当ページの写しが添付されているか。 ※カタログを冊子のまま提出せず、 <u>該当の製品が掲載されているページとメーカーがわかるように印刷したものを提出</u> する。(該当製品がわかるよう蛍光ペン等でマークする。) ☐ 「一般社団法人次世代自動車振興センター」が実施する補助金の対象として指定されている製品か。 ☐ 外部給電器・V2H 充電設備を経由して、又は車載コンセントから電力を取り出せる機能を有する車両のうち、電気自動車及びプラグインハイブリッド車並びに燃料電池自動車であるか。	☐
5	領収書の写し	☐ 領収書氏名は、申請者(購入者)=住宅所有者=領収書宛名となっているか。 ☐ 領収書の金額と補助申請額に相違はないか。 ※内訳が分からない場合は、明細書を添付する。	☐
6	領収書の内訳明細	☐ キャンペーン等による値引き、その他諸経費等使途不明なものがないか。	☐
7	住宅の所有者が確認できる書類の写し	☐ 新築の場合は、登記事項証明書の写しが添付されているか。 ※事情により添付できない場合は、契約書の写し等(契約者、住所が確認できるページの写し)を添付する。 ☐ 既存住宅の場合は、契約書の写し(契約者、住所が確認できるページの写し)、固定資産税納税通知書の写し、建築確認申請書の写し、登記事項証明書の写し等が添付されているか。 ※相続手続きが必要な場合、相続登記が完了している必要があります。申請者が住宅を所有していない場合は申請することはできません。	☐
8	自動車検査証記録事項の写し	☐ 電子車検証の交付時に交付された書面もしくは車検証閲覧アプリでダウンロードしたデータが添付されているか。 ☐ 使用する本拠の位置が補助対象者の住所と同一であるか。	☐
9	購入車両の写真(カラー写真)	☐ 自動車登録番号標(ナンバープレート)が確認できるか。	☐

※原則は書類の到着日を受付日とし先着順で受付し、予算の範囲内での受付となります。

(予算残額は市ホームページで随時更新していきます)